

## 第5章 計画の推進体制

## 1 推進のあり方について

本計画を着実に実行し、男女共同参画の実現を総合的かつ計画的に推進していくために、「鹿屋市男女共同参画推進条例」に基づき、庁内関係各課との連携強化を図ります。

市が取り組む各施策は、男女共同参画社会の形成に直接影響を及ぼす「基本的施策」と各施策が実施された結果間接的に影響を及ぼす「男女共同参画関連施策」とがあります。本計画の「具体的施策」を所管する各課においては、男女共同参画社会の形成を「促進する」よう、また「阻害することがない」よう施策の実施にあたって「男女共同参画の視点」での「配慮」を行い、本計画の施策を進めます。

### ○市民、事業者等との連携

本計画は、人権、子ども・子育て、保健、高齢者福祉、障がい者福祉、外国人市民に対する支援など、あらゆる分野における諸課題を男女共同参画の視点から捉え、本市に居住しているあらゆる人々が自分らしくいきいきと活躍できる社会を目指しています。

本計画を総合的・効果的に推進するため、市民・事業者・行政が一体となって男女共同参画社会の実現に向けて、相互に連携を図ります。

### ○国、県等関係機関との連携

本市の男女共同参画の取組は、国際的な動きや、国、鹿児島県の動きと連動しながら進めてきました。男女共同参画の施策をより充実したものにしていくために、今後も国や鹿児島県、その他の機関と連携し、施策の推進を図ります。

また、男女共同参画地域推進員と連携し、地域における男女共同参画の推進に取り組みます。

### ○男女共同参画審議会

鹿屋市男女共同参画推進条例に基づき設置した鹿屋市男女共同参画審議会において、計画の策定、市の施策の実施状況など男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的事項についての調査審議を行い、その結果を施策に反映します。

### ○計画の進行管理

計画に基づく施策の実施状況や数値目標に対する達成状況を把握・点検し、本計画の進行管理を行い、その結果について鹿屋市男女共同参画推進条例に基づき公表します。

## 2 男女共同参画の推進体制

